

労働争議調査表

No. 4

(昭和 年 月 分)

名 稱	合名会社 戸畑工作 林 集 義	所在地	戸畑市相生丁三丁目
事業種類	鉄工事業 (機械製造)	解 決	昭和十一年三月十一日 昭和十一年三月十四日
労働者	職工四〇(再廿二)人 夫一〇人 参加人員 職工一七〇(再廿二)	労働組合 関係団体	全統九研
原因	共同出資者間の不和に依り年々引上り の増収尾数増徴職工は全員の対給増 収を要求し対給増収を要求する	過 渡	全統九研
要 求 事 項	一 待遇改善 二 労内時間八時間制を實施し中食 時三十分午前午後各十五分休 憩時間を設け 三 四大祭日は休日を日給支給の 八分四十分より六時迄減賃を課すは 一時間一分二厘午後九時以後一 分五厘の割増減賃手当を支給す 四 給料は毎月二十八日夕刻月末 に支給す 五 修繕給付 六 現業員に於て即時保証書を しるしの前持者たるに於て給付	経 過	一 労内時間八時間制を實施す事 二 待遇改善 三 四大祭日は休日を日給支給の 八分四十分より六時迄減賃を課す は 四 給料は毎月二十八日夕刻月末 に支給す 五 修繕給付 六 現業員に於て即時保証書を しるしの前持者たるに於て給付
解 決 事 項	一 待遇改善 二 労内時間八時間制を實施し中食 時三十分午前午後各十五分休 憩時間を設け 三 四大祭日は休日を日給支給の 八分四十分より六時迄減賃を課すは 一時間一分二厘午後九時以後一 分五厘の割増減賃手当を支給す 四 給料は毎月二十八日夕刻月末 に支給す 五 修繕給付 六 現業員に於て即時保証書を しるしの前持者たるに於て給付	結 果	一 待遇改善 二 労内時間八時間制を實施し中食 時三十分午前午後各十五分休 憩時間を設け 三 四大祭日は休日を日給支給の 八分四十分より六時迄減賃を課すは 一時間一分二厘午後九時以後一 分五厘の割増減賃手当を支給す 四 給料は毎月二十八日夕刻月末 に支給す 五 修繕給付 六 現業員に於て即時保証書を しるしの前持者たるに於て給付

財団法人 協調會 福岡出張所

備考

了財、処置及不当な下りの中
加入の事、尚現場に事食
の食費を返す事。

四、労内機械故障による
休職中の場合、労務係人夫
の責任を以て労務係人夫
の労内時間八時間制を
課す可及の速に返還す。